

消費者

名刺広告を出しませんか？

〜次々に勧誘を受けるケースがあります〜



協賛してもらえませんか！

雑誌や業界紙にたくさん企業の名や個人名が並んでいるのを見たことがありますませんか？名刺を並べたように見えるので「一般的にこれらを名刺広告と呼びます。」

悪質な業者は、名刺広告の電話勧誘をする際に、有料であることを説明せず、「福祉のために協賛してもらえませんか」などと言ってきます。お役に立てるならと承諾すると、一回あたり数万円の請求書と一般の人が見ないような掲載紙が届きます。無断で掲載され請求書が届くこともあります。律儀な高齢者は載ってしまったからとあきらめて支払いをしてしまい、同業他社からも次々と勧誘を受けるようになることがあります。

【事例】ケアマネージャーが独居のAさん宅を訪問し、大量の名刺広告の請求書と掲載紙を発見しました。業者は19社にもわたり、支払った総額は数百万円に上っていました。Aさんによると「知らないものもあったが、何度も請求されるから払った」とのことでした。

電話勧誘による名刺広告は、フリーリングオフ制度の適用を受ける取引ですが、契約から8日を過ぎても契約書に不備がある場合は、フリーリングオフが可能です。

Aさんはフリーリングオフが可能なものについては「契約した覚えはないが、契約が成立しているというならフリーリングオフする」という内容の通知を出しました。その後、請求は来なくなりました。

悪質な業者は解約や返金に応じないことも多いので、不要ならきつぱり断り、掲載紙や請求書などが届いたら支払いをせず、早急に消費者センターにご相談ください。

5月は消費者月間です。消費者センターでは悪質商法などの警戒情報をメールマガジンで配信しています。この機会に登録しましょう。



メールマガジン登録用QRコード

■ご相談は消費者センター（メルカフきまち4階、相談専用☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時〜午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。